

# 第 4 編

## 災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画 編

第 1 章 災害復旧計画

第 2 章 災害復興計画



# 第 1 章 災 害 復 旧 計 画

## 第 1 節 民生安定のための緊急措置

### 1 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起できるよう被災者に対する生活相談、弔慰金の支給、資金の融資、租税の徴収猶予及び減免、職業の斡旋等、市民の自力復興等を促進して生活安定の早期回復を図るものとする。

#### (1) 罹災証明書の交付

被災者の生活再建支援のため、被災者の申請に対して、災害による住家等被害の程度を現地において調査・確認し、遅滞なく罹災証明書を交付する。現地調査・確認には、土地家屋調査士等専門家による協力のもと、国が定めた「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

＊ 罹災証明書の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

#### (2) 被災者台帳の作成

大規模災害時には、支援が必要な被災対象者が多数にのぼることから、効果的な支援が行えるよう、災対法第90条の3及び同施行規則第8条の5に基づき、被災者の被害状況や支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係部署で有効活用できる体制を確立する。

＊ 被災者台帳の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

#### (3) 生活相談

##### ア 市

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広報活動を実施する。

##### イ 大村警察署

交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。

##### ウ 大村消防署

消防署と消防分署のうち、災害の規模に応じて、必要な場所に防災相談所を設置し、消防の相談に当たる。

#### (4) 弔慰金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

#### (5) 援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活再建の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付ける。

このほか、住宅や崖に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修若しくは崖の整備に必要な資金を貸し付けて、居住の安定を図るとともにその自立の助長に寄与する。

(6) 職業の斡旋

ア 市

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業の斡旋については、県が実施する公共職業相談所の開設又は巡回職業相談の場において、離職者の状況を把握し、県と連携して対応する。

イ 県

(ア) 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所（８か所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じて速やかに斡旋を図り、併せて、他の都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る計画である。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

ａ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

ｂ 公共職業安定所に出向いていくことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ｃ 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

(7) 租税等に関する期限の延長及び徴収猶予・減免

ア 方針

(ア) 市は、被災者に対する市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。

(イ) 市は、被災した納税義務者、特別徴収義務者及び保険料又は手数料納付者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、国民健康保険法、介護保険法、その他関連諸法及び市条例に基づき、納付・納入の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の適切な措置を講ずるものとする。

イ 期限の延長

被災した納税義務者等が、定められた期間内に申告その他の書類の提出又は市税等を納付することができないと認めるときは、次の方法により災害が起こった後、２か月以内の期限をもって当該期間を延長する。

(ア) 被害が広域にわたる場合は、市長が適用地域及び延長する期間を定める。

(イ) その他の場合、災害が治まったあと３０日以内に被災した納税者等から申請があったときは、市長が認定し、延長する期間を定める。

ウ 徴収猶予

(ア) 被災した納税義務者等が市税等を納付することが困難であると認められるときは、その者の申請に基づき１年以内の期限をもって徴収を猶予する。

(イ) 滞納処分の執行停止等

災害により市税等の滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止や換価猶予等の適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税義務者等に対し、別途減免措置規定等により市税等の減免及び納税義務の免除等を行う。

## 2 生業回復等の資金確保

災害時における被災者、中小企業及び農林・漁業者等に対し、国及び県において、復旧に関する融資対策として、次のとおり貸付又は融資等の救済方法が講じられる。

(1) 災害援護資金の貸付

ア 貸付対象者

市に災害救助法が適用された場合、災害救助法の規定する所得に満たない世帯

イ 最高貸付額 350万円

(2) 中小企業災害応急融資

ア 日本政策金融公庫

(ア) 国民生活事業 1件当たり3,000万円以内

(イ) 中小企業事業 1件当たり1億5,000万円以内

イ 大村市中小企業振興資金融資（市長が特に認める災害の場合）

融資限度 1件当たり2,000万円以内

(3) 農林漁業者等に対する資金融通

「天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法」に基づき、当該天災が、政令により天災融資法の適用を受けた場合、農林漁業の経営に必要な資金の融資を行うが、政令公布後、資金の貸付実行までには、相当の期間を要するので、この間の応急対策として、当該災害の規模に応じ、県において「つなぎ融資」の措置が講じられる。

## 3 義援金品の受入れ配分計画

被災地あてに寄託された義援金品は、次のとおり被災者に対し、確実、迅速に配分する。

(1) 義援金品の受付

市に届けられた義援金品の受付は、原則として罹災救助部とし、被害の状況に応じて、市有施設等に適宜に受付場所を開設する。

義援金品の受領については、寄託者に受領書を発行する。

＊ 受領書の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

(2) 義援金品の保管

義援金は市公金取扱金融機関に一時預託するとともに、義援品は、災害の状況に応じ、公共施設の一部を使用し保管する。

(3) 義援金品の配分

市が受領した義援金品及び県並びに日本赤十字社から配分を委託された義援金品の配分については、被災の状況及び被災者の世帯構成を基礎とし、義援金品の受納量に応じ配分を行うものとする。

配分にあたっては、町内会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

## 第2節 ライフライン施設の復旧

### 1 上水道施設

災害時には、断水をできる限り短期間かつ最小範囲に留めるため、先ず導水・送水・浄水施設の機能を確保し、浄水場又は配水池からの主要管路の復旧を優先的にを行い、続いて支管路と給水管（給水装置）の順に復旧を進め、早期給水の再開に努めるものとする。

#### (1) 施設の復旧順位

- ア 導水・送水・浄水施設
- イ 送配水管
- ウ 給水管（給水装置）

#### (2) 管路の復旧順位

- ア 導送水管
- イ 主要な配水管（配水本管）
- ウ 病院、学校、その他緊急施設への配水管
- エ その他の配水支管（配水支管）

#### (3) 給水水管及び給水装置の復旧

宅地内等個人所有地内での給水管及び給水装置の復旧は、所有者等から修繕などの復旧申込みがあったものについて検討し対処するが、次のように配水（供給）機能に著しく支障を及ぼす又はその恐れがあるものについては、申込みの有無にかかわらず、緊急措置を行うものとする。

- ア 漏水量が多く、配水（供給）機能に支障を及ぼす又はその恐れがあるもの
- イ 路上漏水で特に交通等に支障を及ぼす又はその恐れがあるもの
- ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼす又はその恐れがあるもの

#### (4) 資機材、機材、車両及び人員の確保

復旧作業は、水道事業者（上下水道局）備蓄の資機材及び車両をもって対応し、人員など不足が生じた場合は、指定給水装置工事事業者に応援を求めるとともに、長崎県及び近隣市町の支援並びに資機材等のメーカー協力を迅速に得て行うものとする。

### 2 下水道施設（公共下水道、農業集落排水）

災害時には、道路管理者及び河川管理者等と共に、正確な被災状況を把握し効率的かつ迅速な対策を講じ、関係機関との連携を密にして復旧を図るものとする。

#### (1) 処理場・ポンプ場の復旧

下水道施設の要であるため、維持管理業者や電力会社との連携の中で、電気設備及び機械設備の早期復旧に努め、運転再開を図る。

#### (2) 汚水管の復旧

- ア 汚水管が破損した場合は、宅内のトイレ利用ができなくなり、復旧するまでに不測の時間を要するため、まず仮設トイレと移動トイレの確保に努める。
- イ 管路の復旧においては、主要幹線を優先させ、次に主要施設がある幹線とする。

#### (3) 雨水渠の復旧

- ア 雨水渠が破損した場合、二次災害防止のため、土のう等の確保に努める。
- イ 雨水渠の復旧においては、主要幹線を優先させ、次に主要施設がある路線とする。

### 3 電力施設（九州電力送配電）

災害に伴い応急復旧工事を行った電力設備は、可及的速やかに原状復旧を行う。

また、設備の再構築にあたっては、電気設備技術基準と防災業務計画により地理的条件等を考慮し、設計、建設及び保守にわたり、風害・塩害・雪害・雷害・地震対策等を講じる。

### 4 ガス施設（九州ガス）

#### (1) 計画目標

ガス工作物の被害による二次災害の防止並びに速やかな復旧によりライフライン施設としての機能を維持するため、諸施策を実施する。

#### (2) 復旧対策

ガスを停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

ア ガスの製造・供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、ガス製造、供給を再開する。

イ 導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内の巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏洩検査
- (オ) 本支管・供給管漏洩箇所修理
- (カ) 内管検査及び内管の修理
- (キ) 点火・燃焼試験
- (ク) 開栓
- (ケ) その他事故防止のための適切な措置

### 5 電信・電話施設（NTT西日本）

#### (1) 災害復旧工事の計画、実施及び管理

支店長等は、被害の再発防止及び将来の設備拡充を考慮し、電気通信設備等の復旧の計画から竣工までの業務を実施しなければならない。

#### (2) 災害復旧工事の区分

災害復旧工事の計画、実施及び管理上から、復旧工事を次のとおり区分する。

ア 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を原状に復するまでの間、応急的に復旧する次のものをいう。

- (ア) 電気通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する工事及び、建物等を原状復旧するまでの間維持するために必要とする工事
- (イ) 建物等において、本復旧までの暫定措置として実施する仮設建物の新設工事で、仮設期間が1年未満の工事

イ 原状復旧工事

被災した電気通信設備を現設備に著しい変更を加えない範囲で原形に復する工事をいう。

なお、次のものは、原状復旧工事とみなす。

- (ア) 仕様書の改廃に伴い現仕様の物品が得られないため、これに替えて新たな仕様の物品により復旧する工事
  - (イ) 防災上、保全上の理由からルート変更又はケーブル統合（多対化しない場合）を行う工事
  - (ウ) 同対数のケーブルがないため、直近上位対数のケーブルにより取り替える工事、応急復旧工事と原状復旧工事を連続して実施する場合、又は同時に実施される両工事の区分が困難な場合において、これらを区分せずに応急復旧工事という。
- ウ 本復旧工事
- 被災の再発を防止し、かつ、将来の設備拡充を見込み又は改良計画を織り込んだ復旧工事及び電気通信設備等が全く消滅した場合にこれを復旧する工事をいう。

### 第3節 公共施設等の復旧

道路、鉄道、河川等の公共施設については、被害後直ちに復旧工事を行うが、当面の応急措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば、本格的な復旧工事が可能となる。

公共施設は、都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が必要である。

#### 1 公共土木工事

##### (1) 道路（橋りょう）施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、次のような公益上緊急に復旧を行う必要のあるものから優先して工事を行う。

ア 道路の埋没又は決壊により交通が不可能又は著しく困難なもの

イ 道路の埋没で、これを放置することにより二次被害を生じるおそれのあるもの

##### (2) 鉄道施設

鉄道施設は、災害後の都市機能の確保や各種の復旧対策等の遂行上、重要な役割を果たすことから早急の復旧が必要である。

このため、応急対策終了後速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき再び同様な被害を受けないよう本復旧計画を立て、迅速かつ適切に実行する。

##### (3) 河川施設

河川管理者は、被害状況を速やかに調査し、緊急性の高いものから優先して、復旧工事を行う。

なお、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う対象は、次のとおりである。

ア 護岸等の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えるもの

イ 護岸等の決壊で破堤のあるもの

ウ 河川の護岸等の脚部の深掘れで根固めの必要があるもの

エ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

## **2 農林水産業施設**

- (1) 復旧計画は、被災状況に応じ早期樹立に努めるものとし、他部門との事前調整を要するものについては、関係機関と十分協議の上策定する。
- (2) 復旧にあたっては、農作物の作付け時期等に十分配慮し、早期復旧に努める。

## **第4節 学校・教育施設等**

### **1 学校施設**

文教対策部（教育委員会）は、市立学校の被害状況を調査し、甚大な被害を受け教育活動ができない状態にある学校がある場合には、災害対策本部及び県教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを早急に作成する。

また、児童生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を、早期に解消するためにも活動の中断がないように努める。更に被害を受けた施設のうち、緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

### **2 社会教育施設**

社会教育施設及び文化施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況に応じて、施設ごとに再開等の計画を立て、できるだけ市民生活に支障が出ないように早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了して、社会全体が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧作業を行う。

## 第 2 章 災 害 復 興 計 画

大規模な災害により、市全体が壊滅的な被害を受けた場合は、単に被災施設の復旧にとどまらず、同様の被害・打撃を被らないため、市全体としての復興が必要となる。

このため、市、関係機関等により、災害の実情を分析・検討し、総合的見地からの災害復興を進め、市総合計画との整合を図りつつ、災害発生以前にも増した地域社会の活性化を図る。

### 第 1 節 復興体制

#### 1 復興対策会議の開催

市災害対策本部による災害復旧対策の実施と並行して、県との調整を図りつつ、関係機関・有識者等の参加を得て、復興対策会議を開催し、中期的なビジョンに立った仕組みづくり、ニーズ等を把握し、復興計画を策定する。

#### 2 地域における復興組織の確立

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要であることから、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成を呼び掛け、地域力を生かした復興まちづくりのための体制を確立する。

### 第 2 節 復興計画の作成

#### 1 基本方針の策定

「大村市の中核機能の回復」、「暮らしの再建」、「安全な生活環境」、「雇用の確保と事業の再生・創造」等を念頭に復興の基本方針を定める。

#### 2 地域住民との合意形成

住民の暮らしの再建を加速させ、地域力を生かした復興計画にするため、住民説明会等を開催し、住民の意見を聴取して、総合調整を行う。

### 第 3 節 復興計画の推進

復興に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮して、計画を推進する。

また、復興対策の実施に当たっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画に努めるとともに、要配慮者の参画についても配慮する。